

平成 29 年度「いじめ防止基本方針」

上三川町立明治小学校

1 いじめの定義といじめ防止の基本方針

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が『互いの人権を尊重し、いじめを許さない明るく楽しい学校生活』を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点とする。

- ① 学級経営を基本として、いじめをしない・させない雰囲気を学級、学校内につくる。
- ② 児童の自己有用感を高め、互いのよさを認め、助け合える人間関係づくりに努める。
- ③ 児童、教職員の人権感覚を磨き、差別を許さない意識や態度を育てる。
- ④ いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じるとともに、児童と教職員、学校と家庭の信頼関係づくりに努める。
- ⑤ いじめ問題について、家庭・地域及び関係機関との連携を深める。

2 いじめの未然防止のための取組

児童がお互いのよさを認め合い、互いに助け合える集団を目指した学級づくり・学校づくりに取り組む。また、教師一人一人が学業指導の充実に努め、分かる授業の展開により、基礎的基本的な学習内容の定着を図るように努める。学習や生活場面での達成感や成就感を児童がもてるようにすることで、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、「命」の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(1) いじめをしない・させない雰囲気づくり

- ① 学級経営案におけるいじめ防止・人権教育の位置づけと指導
- ② イエローシール運動（児童によるいじめ防止運動）の展開
- ③ 基本的生活習慣・学業指導の充実
- ④ 道徳指導及び道徳的実践活動・体験活動の充実

※インターネット・情報モラル指導の徹底

- ⑤ 「元気に登校」「笑顔で下校」のスローガンの周知・確認

(2) 自己有用感を高め、互いに認め合い助け合える人間関係づくり

- ① 互いに認め合い高めあえる学級集団・学年集団づくり
- ② 一人一人が意欲的に取り組む学業指導の展開
- ③ 意図的な遊びの場の設定を通しての人間関係づくり
(レッツトライタイム なかよし遠足)
- ④ 学校行事等における励まし合い・助け合い活動体験の充実
- ⑤ 異学年交流を通してのピアサポート『お世話活動』の展開
- ⑥ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ⑦ 縦割り班活動を生かしたより良い人間関係づくり

(3) 人権教育の充実

- ① 各教科・道徳における人権教育の充実
- ② 特別活動における豊かな体験活動の展開
- ③ 人権週間における全校一斉の人権教育指導の展開
 - 人権に焦点を当てた授業参観
 - 人権集会
 - 人権にかかわる作品づくり（人権作文・標語）
- ④ 人権感覚チェックカード等を活用した教師自身の人権感覚チェック
- ⑤ 保護者への啓発と協力依頼

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

日頃から児童と教師、保護者と学校の信頼関係づくりに努め、困った時に相談できる関係づくりを目指す。また、いじめの早期発見のための様々な方策を定期的 to 実施し、発見された場合には、迅速かつ組織的な対応を図り、早期の解決に向けて働きかけることが重要である。

(1) いじめの早期発見のための方策

- ① 全ての教師が「いじめはすべての子に起こりうる」との認識に立って、注意深く児童の様子を見守り、小さな変化を見逃さないようにする。
- ② 全校児童を全職員で指導するという考え方で、普段の何気ない会話で

の情報交換や共有できる場を意図的・計画的に設定する。

- ・学年会での情報交換　・児童指導連絡会　・朝の職員打ち合わせ会議における情報の伝達　・養護教諭との連携
 - ・スクールカウンセラー、生徒指導推進協力員の先生との連携
 - ・スクールガード、見守り隊の人たちとの連携
- ③ 児童・保護者等からの積極的な情報の収集を行う。
- ・児童との教育相談　・悩み相談ポストの設置　・いじめチェックカードによる診断（教師・保護者）　・QUテストの実施　・悩みアンケート調査の実施　・家庭訪問　・保護者との個人懇談の実施
 - ・連絡帳による情報交換　・日常的な保護者との電話による連絡、連携
- ④ 様子がおかしいと感じる児童を発見した場合には、速やかに関係学年や児童指導主任に連絡し、複数の教員での見守り、情報収集にあたる。

（２）いじめの早期解決に向けての方策

- ① いじめ事案が疑われる情報や状態が起きた場合には、速やかに校内のいじめ対策委員会を開催し、情報の整理・対応策を協議し、事実関係の掌握を行う。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の保護を最優先に行う。
- ③ いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることがないように、学校組織として指導を行い、また、継続的な見守り体制を築く。
- ④ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにする。
- ⑤ いじめの事実を知りながら傍観していた児童がいた場合には、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さずいじめをなくそうとする態度を育成する。
- ⑥ いじめが解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の心のケアや見守り指導を行い、良好な人間関係の構築に努める。
- ・スクールカウンセラー　生徒指導推進協力員　養護教諭との連携

４ いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ問題にかかわる対策委員会として、次にあげる校内組織を活用する。また、どの場合にどの組織を活用するかについては、問題の状態や緊急性に応じて、校長の判断で行うものとする。

- ① 児童指導委員会（校長・教頭・教務主任・児童指導主任・関係職員）
- ② 学年主任会（校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学習指導主任
各学年主任）
- ③ いじめ防止対策委員会

構成員

《校内》

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学習指導主任
養護教諭 関係職員
スクールカウンセラー 生徒指導推進協力員

《校外》

町・教育事務所スクールサポーター
主任児童委員 学校評議員
PTA 正副会長等
その他関係機関

会議の構成については、協議や対応する内容に応じて柔軟に行うものとする。

関係機関との連携

いじめの事実を確認した場合の上三川町教育委員会への報告、
重大事態発生時の対応については、法に則して、上三川町教育委
員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。